

I 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式である。

国においては、国の公共工事の契約に関する事務の根拠となる法令（会計法第 29 条の 6、予算決算及び会計令第 91 条）に価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができるとされており、発注機関と大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議を経て、総合評価落札方式の導入が図られることとなった。一方、地方公共団体においては、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に同様に規定されており、価格以外の要素を考慮した落札方式の適用が認められている。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な要素による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効と期待されるとともに、談合やダンピングを防止し、ひいては、健全な競争環境の実現、民間の技術開発の促進等に寄与するものと期待される場所である。

また、本方式は、公共建築工事の発注者にとって価格その他の要素が総合的に最も有利な者を選択できる方式である。つまり、入札時に提示する工事目的物の性能や工事の特性に対して、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、公共建築工事の発注者としての責務を果たすため、価格と技術提案等が総合的に優れた者を選定する方式である。

本方式は、平成 17 年 4 月の品確法が施行されて以降、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて「標準型」、「簡易型」、「高度技術提案型」という 3 つの類型に整理され、その適用拡大が進められたが、その一方で、競争参加者の増加や技術提案を求める工事の拡大等による技術提案の審査・評価に要する競争参加者・発注者双方の負担の増加、高度技術提案型の低い適用率や評価項目の複雑化による総合評価落札方式の基本的な理念（品質確保、民間技術力活用）からの乖離等の課題が顕在化する状況となった。このため、①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化する、②施工能力の評価を大幅に簡素化する、③技術提案の評価は品質向上が図られることを重視する、④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化する、という方針に則り、タイプ分類や技術力評価の考え方の見直しを図られた方式が実施されている。

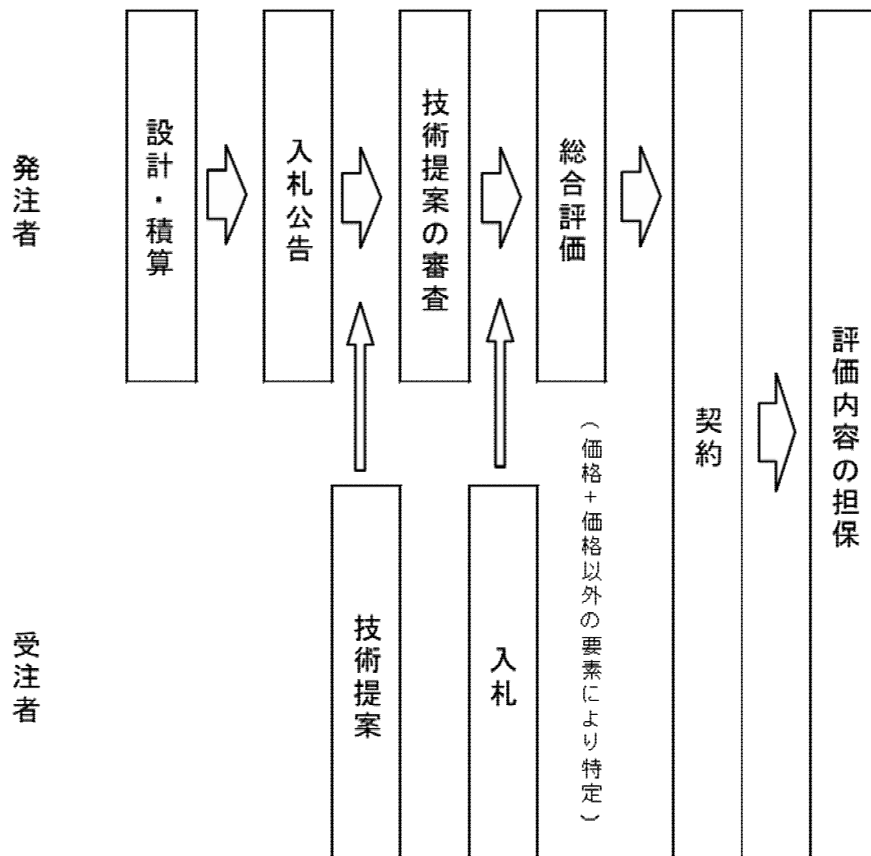


図 総合評価落札方式の概略フロー